

ひふみプラス

追加型投信／内外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ・本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下、「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社（レオス・キャピタルワークス株式会社）のホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。
- ・本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

委託会社

（ファンドの運用の指図を行ないます。）

レオス・キャピタルワークス株式会社

金融商品取引業者関東財務局長（金商）第1151号

受託会社

（ファンドの財産の保管および管理を行ないます。）

三井住友信託銀行株式会社

ひふみプラスの詳細情報の照会先

レオス・キャピタルワークス株式会社

電話番号：03-6266-0129（受付時間：営業日の9時～17時）

ホームページ：<https://www.rheos.jp/>



RHEOS CAPITAL WORKS

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※ 商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

- この目論見書により行なう「ひふみプラス」の募集については、レオス・キャピタルワークス株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年12月16日に関東財務局長に提出しており、2022年12月17日にその届出の効力が生じております。
- 請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に投資者（受益者）の意向を確認します。
- ひふみプラスの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されております。

委託会社の情報

（2022年9月末現在）

委託会社名	レオス・キャピタルワークス株式会社
設立年月日	2003年4月16日
資本金	1億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	9,652億円

ファンドの目的

「ひふみプラス」は、受益者の長期的な資産形成に貢献するために、円貨での信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、ひふみ投信マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を通じて国内外の株式に投資することにより積極運用を行ないます。

ファンドの特色

「ひふみプラス」は、マザーファンドを通じて信託財産の長期的な成長を図るため、次の仕組みで運用します。

特色

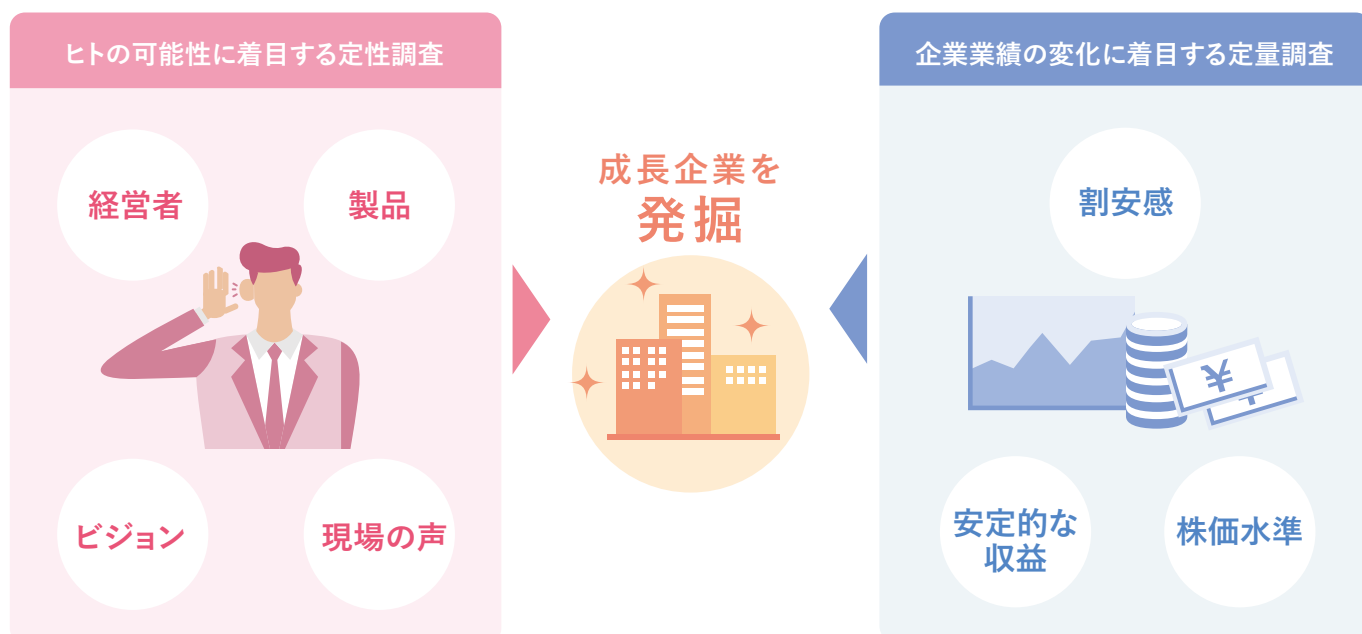
1

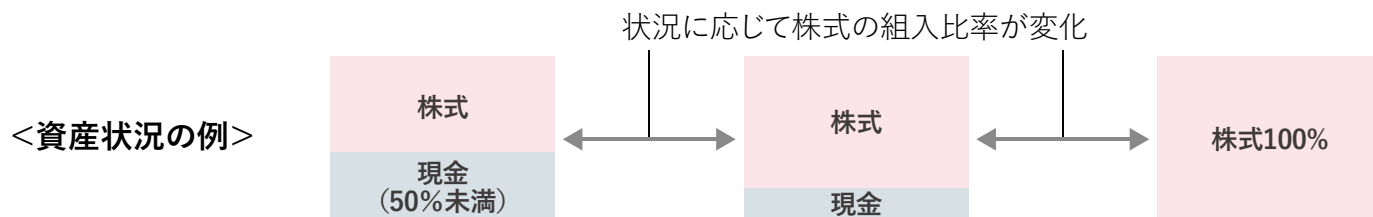
国内外の上場株式を主要な投資対象とし、市場価値が割安と考えられる銘柄を選別して長期的に投資します。

- 国内外の長期的な経済循環や経済構造の変化、経済の発展段階等を総合的に勘案して、適切な国内外の株式市場を選びます。
- 長期的な産業のトレンドを勘案しつつ、定性・定量※の両方面から徹底的な調査・分析を行ない、業種や企業規模にとらわれることなく、長期的な将来価値に対してその時点での市場価値が割安と考えられる銘柄に長期的に選別投資します。

※定性…経営方針や戦略など数値に表れない部分 定量…財務指標や株価指標等の数値

※外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。



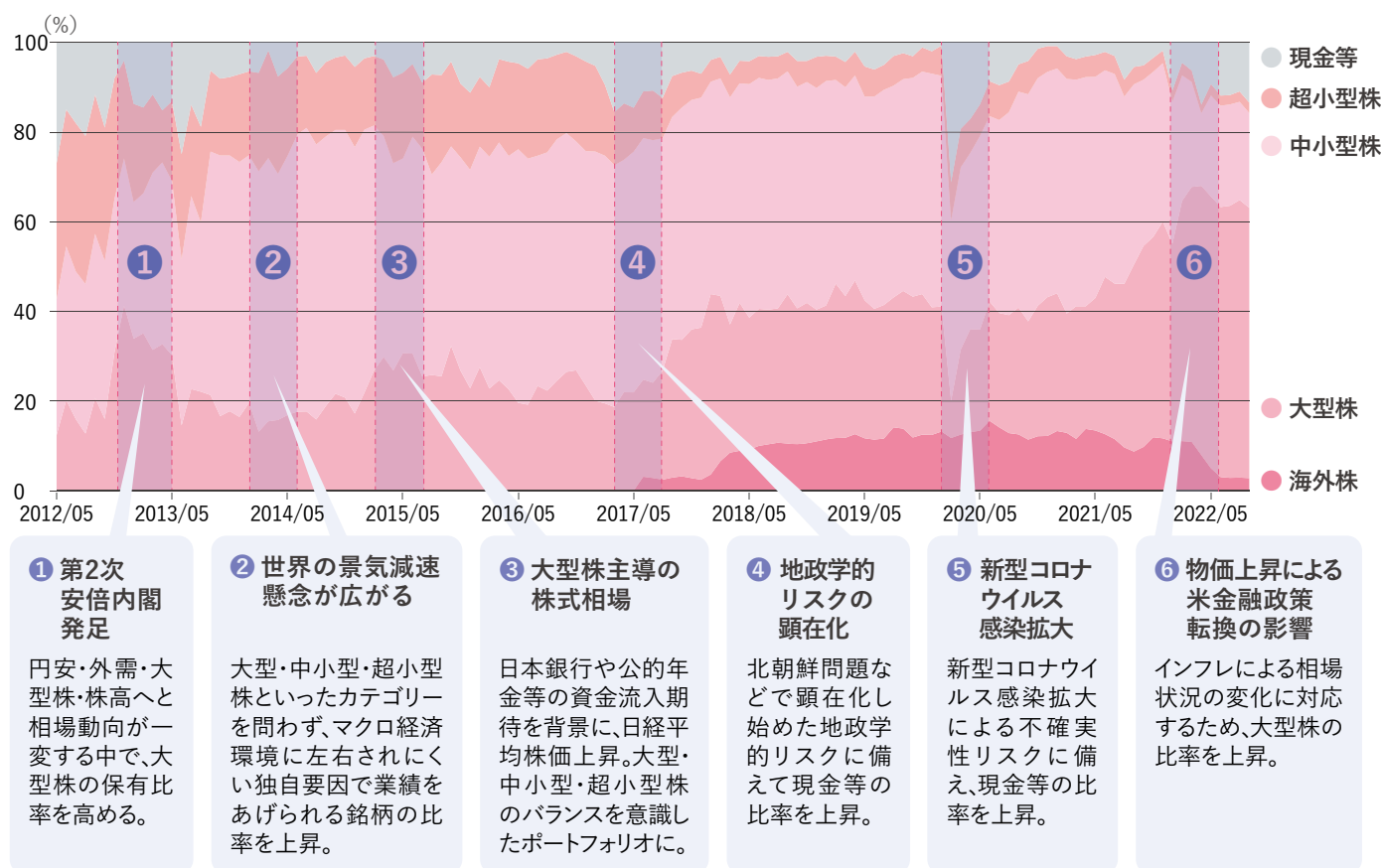


例えば、組入銘柄の株価水準が割高と判断した時に、利益確定や下落リスク回避のために保有株式を一部売却する場合があります。また、市場価値が割安と考えられる銘柄が無くなっていると判断した時に、買付を行わずに好機を待つ場合があります。このような状況においては、ポートフォリオに占める株式の比率が低くなります。一方で、市場価値が割安と考えられる銘柄が多くあると判断した時には、株式を買い付けることによってポートフォリオに占める株式の比率が高まる場合があります。

(注) 組入比率が変化する事例は上記に限りません。証券投資信託は、法令上、信託財産の総額の二分の一を超える額を有価証券に対する投資として運用することが求められています。

■ ひふみ投信マザーファンドの時価総額別構成比率の推移

日本のみならず、世界の大型株から超小型株までを投資対象とし、業績や企業規模にとらわれることなく、常に変化する株式市場に応じて柔軟な運用を行ないます。



※ 期間：2012年5月末～2022年9月末（月次）

※ 各月末時点のマザーファンド純資産総額を100%として計算。

※ 時価総額300億円未満を超小型株、時価総額300億円～3,000億円未満を中小型株、時価総額3,000億円以上を大型株と定義。

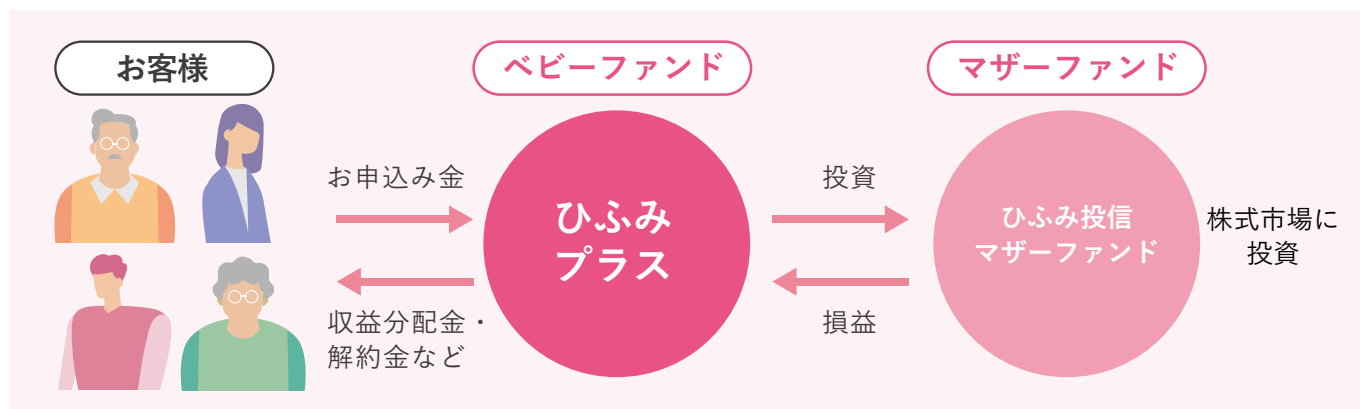
※ ひふみプラスの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行ないます。

特色

3

運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行ないます。

ファミリーファンド方式とは、ベビーファンド（ひふみプラス）の資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行なう仕組みです。



■ 主な投資制限

- ① 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とします。
- ② マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 株式（新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

■ 分配方針

年1回の毎決算時（9月末：休業日の場合翌営業日）に、原則として、次の方針に基づき分配を行ないます。ただし、委託会社（レオス・キャピタルワークス株式会社）の判断により分配を行わない場合もあります。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
- ③ 収益の分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

■ 基準価額の変動要因

- 「ひふみプラス」は、マザーファンドを通じて株式など値動きのある証券(外国の証券には為替リスクもあります。)に投資いたしますので、基準価額は、大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。これらの運用により生じる利益および損失は、すべてお客様(受益者)に帰属します。
- 投資信託は預金等とは異なります。

■ 基準価額の変動要因となる主なリスク

価格変動リスク	国内外の株式や公社債を実質的な主要投資対象とする場合、一般に株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は発行体の信用力の変動、市場金利の変動等を受けて変動するため、その影響を受け損失を被るリスクがあります。
流動性リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性のもとでの取引が行なえない、あるいは不利な条件で取引を強いられたり、または取引が不可能となる場合があります。これにより、当該有価証券等を期待する価格で売却あるいは取得できない可能性があり、この場合、不測の損失を被るリスクがあります。
信用リスク	有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想される場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となるおそれがあります。投資した企業等にこのような重大な危機が生じた場合には、大きな損失が生じるリスクがあります。
為替変動リスク	外貨建資産を組み入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。
カントリーリスク (エマージング市場 に関わるリスク)	当該国・地域の政治・経済情勢や株式を発行している企業の業績、市場の需給等、さまざまな要因を反映して、有価証券等の価格が大きく変動するリスクがあります。エマージング市場(新興国市場)への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券等の価格変動が大きくなる場合があります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 「ひふみプラス」のお取引において、金融商品取引法第37条の6に規定された「書面による契約の解除」(クーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドの流動性リスクに関する事項: 一時に多額の解約があり資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならない場合や、取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が低下し損失を被る可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、「ひふみプラス」の基準価額に影響を及ぼす場合があります。

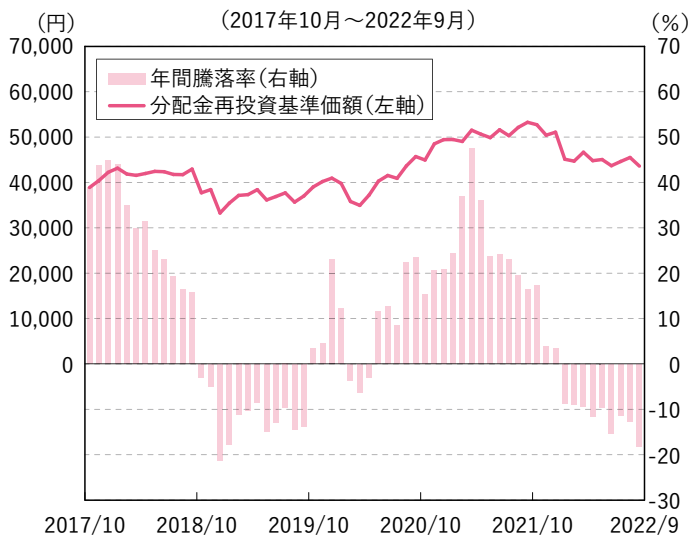
■ リスクの管理体制

- 委託会社では、運用執行部門から独立した部署が信託財産のリスクのモニタリングや投資制限等に係る管理を行ない、運用リスク管理委員会に適宜報告します。その結果は、運用執行部門その他関連部署へフィードバックされます。
- 運用リスク管理委員会は、流動性リスク管理担当者を任命し、流動性リスクに関する管理の状況等を定期的に報告させ、自社の管理態勢が適切で効果的であることを確認します。

※上記体制は2022年9月末時点のものであり、今後変更となる場合があります。

投資リスク（参考情報）

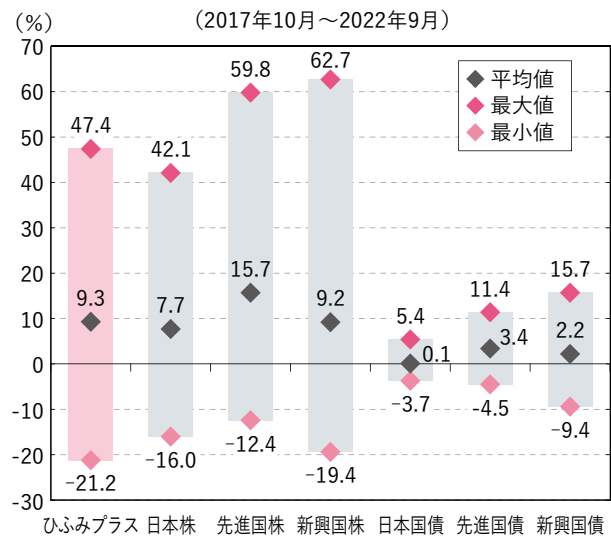
ひふみプラスの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移



※ 年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

ひふみプラスと
他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※ 上記5年間の「各月末における直近1年間の騰落率」の平均値・最大値・最小値を表示し、ひふみプラスと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ ひふみプラスの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	株式会社 J P X 総研が算出、公表する株価指数で、配当を考慮したものです。TOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社が発表している国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の指標が日々公表されています。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし円ベース)	FTSE Fixed Income LLC が開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・ インデックス-エマージング・ マーケット・グローバル・ディバ シファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

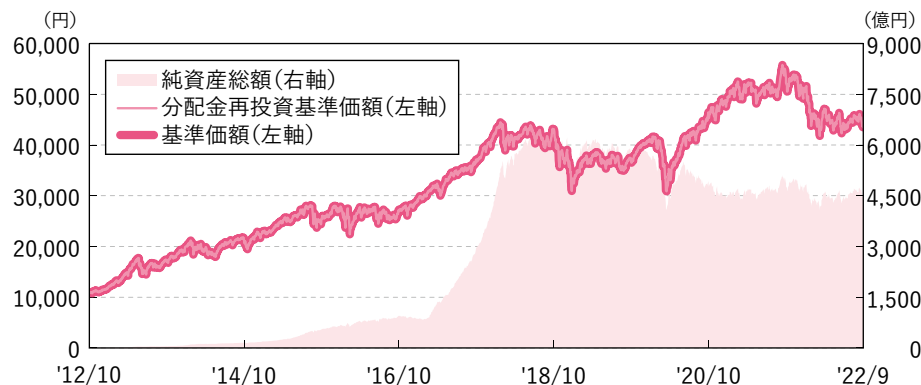
各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。

株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページでご覧いただくことができます。

■ 基準価額・純資産の推移

(2012年10月1日～2022年9月30日)



※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。

※基準価額は1万口当りの金額です。

■ 分配の推移

決算期	分配金
第11期 (2022年9月30日)	0円
第10期 (2021年9月30日)	0円
第9期 (2020年9月30日)	0円
第8期 (2019年9月30日)	0円
第7期 (2018年10月1日)	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当り、税引前です。

■ 主要な資産(ひふみ投信マザーファンド)の状況

● 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	83.72
	海外	2.88
現金・預金・その他資産 (負債控除後)		13.40
合計(純資産総額)		100.00

● 業種別比率の上位

業種	比率(%)
情報・通信業	11.35
サービス業	9.36
保険業	6.26
電気機器	5.70
銀行業	5.19
小売業	4.58
食料品	4.49
化学	4.28
陸運業	4.27
不動産業	3.30

● 組入上位銘柄

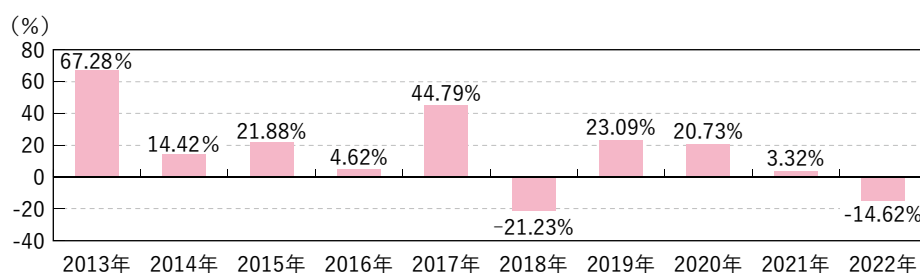
	銘柄コード	銘柄名	業種	比率(%)
1	8766	東京海上ホールディングス	保険業	2.26
2	9432	日本電信電話	情報・通信業	1.89
3	2802	味の素	食料品	1.78
4	4661	オリエンタルランド	サービス業	1.65
5	3774	インターネットイニシアティブ	情報・通信業	1.50
6	3769	GMOペイメントゲートウェイ	情報・通信業	1.34
7	7974	任天堂	その他製品	1.33
8	3626	T I S	情報・通信業	1.21
9	9022	東海旅客鉄道	陸運業	1.21
10	8750	第一生命ホールディングス	保険業	1.15

※比率はいずれも、マザーファンドの純資産総額に対する割合です。

※「業種別比率の上位」は国内株式における上位業種を表示しています。

※「組入上位銘柄」は個別銘柄の売買を推奨するものではありません。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、税引前の分配金を再投資したものと仮定して計算しています。

※2022年は9月30日までの収益率を表示しています。

※ひふみプラスにベンチマーク(運用する際に目標とする基準)はありません。

■ お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位となります。
購 入 価 額	ご購入のお申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当り)
購 入 代 金	販売会社が定める日までに販売会社にお支払ください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位となります。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当り)
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。
申込締切時間	購入・換金ともに、毎営業日の15時までに受け付けたものを当日のお申込みとします。 ただし、販売会社によって受付時間が異なる場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2022年12月17日から2023年6月16日まで なお、申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	「ひふみプラス」の残高、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金のご請求の受付時間に制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中止および取消	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申込みの受け付けを取り消す場合があります。
信 託 期 間	無期限(2012年5月28日設定) ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
繰 上 償 還	信託契約の一部解約により受益権の口数が5億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することがお客様(受益者)のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。
決 算 日	毎年9月30日(休業日の場合には、翌営業日)
収 益 分 配	年1回の毎決算時に、原則として、次の方針に基づき分配を行ないます。 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合には、収益分配金は税引き後に無手数料で再投資されます。なお、お取り扱い可能なコースおよびコース名については販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	2兆円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[https://www.rheos.jp/]に掲載します。
運 用 報 告 書	原則、毎年9月の決算時および償還時に、交付運用報告書を委託会社が作成し、販売会社を通じてお客様(受益者)に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。配当控除の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。

■ ファンドの費用

● お客様に直接的にご負担いただく費用

購入時手数料	申込金額に対する手数料率は 3.30%(税抜き3.00%)を上限 として、販売会社が定める料率とします。購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は無手数料です。なお、お取り扱い可能なコースおよびコース名については販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

● お客様に信託財産から間接的にご負担いただく費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託財産の純資産総額に対して下記に記載の年率を乗じて得た額。 信託報酬とは、投資信託の運用・管理にかかる費用のことです。 日々計算されて、投資信託の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき「ひふみプラス」の信託財産から支払われます。また、ひふみプラスは、純資産総額が一定金額に達すると、一定金額を超えた部分に対して信託報酬が逡減される仕組みとなっています。 ■ 運用管理費用の配分(上段は年率、下段は税抜年率です。)			
	純資産総額	委託会社 (ファンドの運用と調査、受託銀行への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価)	販売会社 (運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)	受託会社 (運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行の対価)
	500億円まで	0.5005% (0.4550%)	0.5005% (0.4550%)	0.0770% (0.0700%)
	500億円を超える部分	0.4455% (0.4050%)	0.4455% (0.4050%)	0.0770% (0.0700%)
	1000億円を超える部分	0.3905% (0.3550%)	0.3905% (0.3550%)	0.0770% (0.0700%)
監査費用	信託財産の純資産総額に対して年率0.0055%(税抜年率0.0050%)以内を乗じて得た額とします。なお、監査費用は監査法人との契約条件の見直しにより変更となる場合があります。 日々計算されて、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。			
その他費用・手数料	組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料(それにかかる消費税)、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息など。 これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、予めその金額や上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。			

※手数料等の合計金額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■ 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約) および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記税率は2022年9月末時点のものです。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合は上記とは異なります。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

① 満20歳以上の方を対象とした非課税制度「NISA」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。② 少額からの長期・積立投資を支援するための満20歳以上の方を対象とした非課税制度「つみたてNISA」をご利用の場合、毎年、年間40万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が20年間非課税となります。③ 20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

*成年年齢の引下げに伴い、2023年1月1日より「20歳」を「18歳」に読み替えます。

※普通分配金に対する課税については、次頁をご参照ください。

※税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

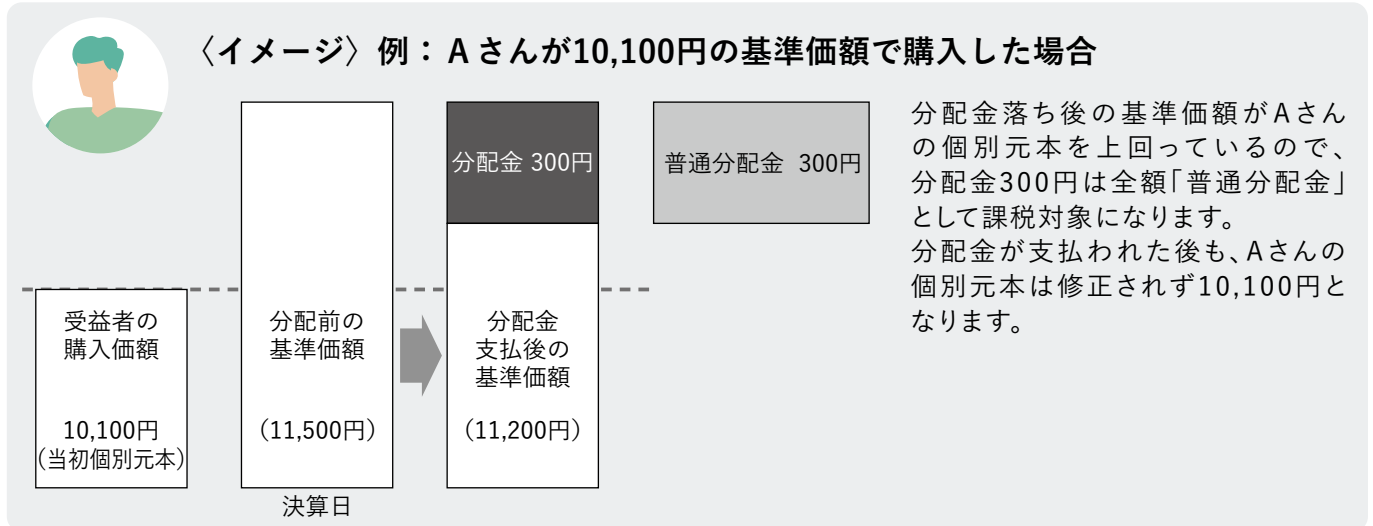
収益分配金の仕組みについて

追加型株式投資信託である「ひふみプラス」の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」の区分があります。

①普通分配金

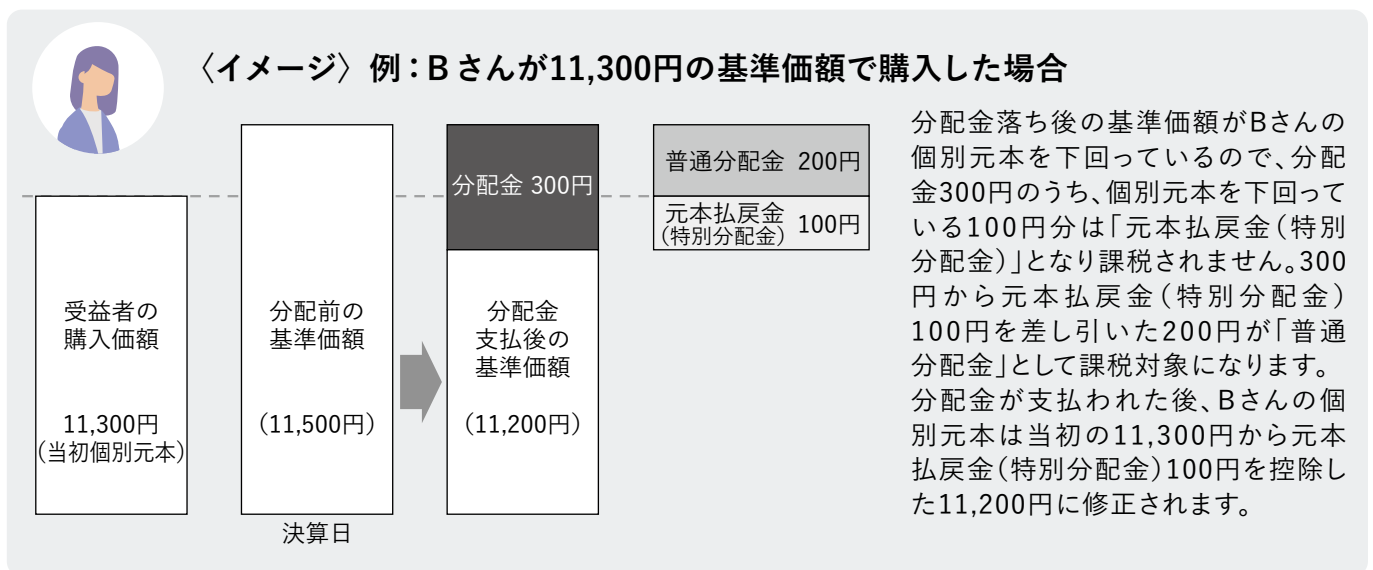
収益分配金支払い後の基準価額が、そのお客様(受益者)の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

普通分配金は、配当所得として課税対象になります。



②元本払戻金(特別分配金)

収益分配金支払い後の基準価額がそのお客様(受益者)の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となります。当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額は普通分配金となります。元本払戻金(特別分配金)は、実質的に元本の一部払い戻しとみなされ、非課税扱いとなります。お客様が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、その後の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。



個別元本とは

お客様(受益者)が「ひふみプラス」を取得した価額のことです。

「ひふみプラス」の受益権を複数回取得した場合、個別元本は、その都度、そのお客様の受益権口数(保有口数)で加重平均することにより算出されます。



<https://hifumi.rheos.jp/>

次の
ゆたかさの
まんなかへ。

このページは、LINE 証券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面（投資信託）

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

・当ファンドの手数料などお客様にご負担いただく諸経費等については、銘柄詳細画面や目論見書をご覧ください。

※当社では投資信託の購入時手数料はいただいておりません。

・当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預かり口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお預かりした上で、お受けいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします。（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）

当ファンドの販売会社の概要

商号等	LINE 証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3144 号
本店所在地	東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号
連絡先	https://line-sec.co.jp/contact/top
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	1 億円（2022 年 4 月時点）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2018 年 6 月 1 日

○ お取引内容に関するお問い合わせ等について

お取引内容に関するお問い合わせ、ご意見や苦情につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

【連絡先 <https://line-sec.co.jp/contact/top>】

○ 指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下の ADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。

（ADR 機関のご利用に際して不明な点ございましたら、上記の連絡先までご照会ください）

【 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 】
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

注）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

【金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項のご説明】

投資信託は、組み入れた株式、債券、不動産、その他商品の価格や評価額が、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の影響により変動するため、基準価額が下落し、損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、組み入れた株式、債券等の発行会社の財務状況の悪化に伴い、基準価額が下落し、損失が生じるおそれがあります。外貨建ての商品を組み入れた投資信託については、為替相場の変動により損失が生じるおそれがあります。

投資信託のリスクは組み入れた商品毎に異なります。詳細については各投資信託の銘柄詳細画面や目論見書をご確認ください。

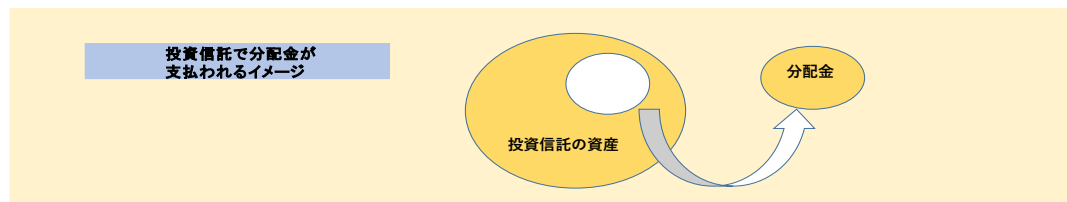
— ご留意事項 —

【レバレッジ投資信託をご購入のお客様へ】

- ① ブル型については、対象となる指数に対して一定倍率での投資効果を目指して運用されるため、対象となる指数が下落した場合、当該指数に比べて大きな損失が生じる可能性があります。
- ② ベア型については、対象となる指数に対して一定倍率反対となる投資効果を目指して運用されるため、対象となる指数が上昇した場合に、当該指数に比べて大きな損失が生じる可能性があります。
- ③ ブル型、ベア型の投資信託の価額の上昇率・下落率は、2 営業日以上の間の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。
- ④ 上記の理由から、ブル型、ベア型の投資信託は、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。
- ⑤ ブル型、ベア型の投資信託は、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。

【投資信託の収益分配金に関するご説明】

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りになります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

◇分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



◇分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、同額だけ減少します。